

広島県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東広島市志和町志和堀字青木三三三五番一地 先から 東広島市志和町志和堀字杉坂一三七七番九地 先まで	旧	四・一〇〇三 二・五〇	一、一五八・ 八〇	
東広島市志和町志和堀字半川三四九五番一地 先から 東広島市志和町志和堀字杉坂一三七九番五地 先まで	旧	一・〇〇〇〇 五二・六〇	一、一五八・ 八〇	
東広島市志和町志和堀字半川三四九五番一地 先から 東広島市志和町志和堀字杉坂一三七九番五地 先まで	新	一・〇〇〇〇 五二・六〇	一、一五八・ 八〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、一五八・ 八〇メートル